第六十条の次に次の三条を加える。

第六十条の二　政府は、当分の間、複数事業労働者障害年金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者に支給された当該複数事業労働者障害年金の額（当該複数事業労働者障害年金のうち当該死亡した日の属する年度（当該死亡した日の属する月が四月から七月までの月に該当する場合にあつては、その前年度。以下この項において同じ。）の七月以前の分として支給された複数事業労働者障害年金にあつては、厚生労働省令で定めるところにより第十六条の六第二項の規定の例により算定して得た額）及び当該複数事業労働者障害年金に係る複数事業労働者障害年金前払一時金の額（当該複数事業労働者障害年金前払一時金を支給すべき事由が当該死亡した日の属する年度の七月以前に生じたものである場合にあつては、厚生労働省令で定めるところにより同項の規定による遺族補償年金の額の算定の方法に準じ算定して得た額）の合計額が第五十八条第一項の表の上欄に掲げる当該複数事業労働者障害年金に係る障害等級に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額（当該死亡した日が算定事由発生日の属する年度の翌々年度の八月一日以後の日である場合にあつては、厚生労働省令で定めるところにより第八条の四において準用する第八条の三第一項の規定の例により算定して得た額を同表の給付基礎日額とした場合に得られる額）に満たないときは、その者の遺族に対し、その請求に基づき、保険給付として、その差額に相当する額の複数事業労働者障害年金差額一時金を支給する。

第十六条の三第二項、第十六条の九第一項及び第二項並びに第五十八条第二項及び第三項の規定は、複数事業労働者障害年金差額一時金について準用する。この場合において、第十六条の三第二項中「前項」とあるのは「第六十条の二第一項」と、「別表第一」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

第六十条の三　政府は、当分の間、複数事業労働者がその従事する二以上の事業の業務を要因として負傷し、又は疾病にかかり、治つたとき身体に障害が存する場合における当該障害に関しては、複数事業労働者障害年金を受ける権利を有する者に対し、その請求に基づき、保険給付として、複数事業労働者障害年金前払一時金を支給する。

複数事業労働者障害年金前払一時金の額は、第五十八条第一項の表の上欄に掲げる当該複数事業労働者障害年金に係る障害等級に応じ、第五十九条第二項に規定する厚生労働省令で定める額とする。

第五十九条第三項、第四項及び第六項の規定は、複数事業労働者障害年金前払一時金について準用する。この場合において、同条第三項及び第六項中「障害補償年金」とあるのは、「複数事業労働者障害年金」と読み替えるものとする。

第六十条の四　政府は、当分の間、複数事業労働者がその従事する二以上の事業の業務を要因として死亡した場合における当該死亡に関しては、複数事業労働者遺族年金を受ける権利を有する遺族に対し、その請求に基づき、保険給付として、複数事業労働者遺族年金前払一時金を支給する。

複数事業労働者遺族年金前払一時金が支給された場合における第二十条の六第三項の規定により読み替えられた第十六条の六の規定の適用については、同条第一項第二号中「複数事業労働者遺族年金の額」とあるのは「複数事業労働者遺族年金の額及び複数事業労働者遺族年金前払一時金の額（当該複数事業労働者遺族年金前払一時金を支給すべき事由が当該死亡した日の属する年度（当該権利が消滅した日の属する月が四月から七月までの月に該当する場合にあつては、その前年度）の七月以前に生じたものである場合にあつては、厚生労働省令で定めるところにより次項の規定による複数事業労働者遺族年金の額の算定の方法に準じ算定して得た額）」とする。

第六十条第三項、第五項及び第七項の規定は、複数事業労働者遺族年金前払一時金について準用する。この場合において、同条第三項中「遺族補償年金は」とあるのは「複数事業労働者遺族年金は」と、同条第七項中「遺族補償年金の」とあるのは「複数事業労働者遺族年金の」と、「当該遺族補償年金」とあるのは「当該複数事業労働者遺族年金」と読み替えるものとする。

第六十四条第一項中「障害補償年金若しくは遺族補償年金」の下に「、複数事業労働者障害年金若しくは複数事業労働者遺族年金」を、「遺族補償年金前払一時金」の下に「、複数事業労働者障害年金前払一時金若しくは複数事業労働者遺族年金前払一時金」を加え、同条第二項中「てん補される」を「塡補される」に、「てん補する」を「塡補する」に改め、同項第二号中「遺族補償一時金」の下に「、複数事業労働者障害年金差額一時金及び第二十条の六第三項において読み替えて準用する第十六条の六第二号の場合に支給される複数事業労働者遺族一時金」を加える。

別表第一中「第十八条の二」の下に「、第二十条の五、第二十条の六、第二十条の八」を加える。

別表第二中「第十六条の八」の下に「、第二十条の五、第二十条の六」を加える。

（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律の一部改正）

第三条　労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七章　外国人の雇用管理の改善、再就職の促進等の措置（第二十八条―第三十条）」を「第七章　中途採用に関する情報の公表を促進するための措置等（第二十七条の二）　第八章　外国人の雇用管理の改善、再就職の促進等の措置（第二十八条―第三十条）」に、「第八章」を「第九章」に、「第九章」を「第十章」に、「第十章」を「第十一章」に改める。

第四条第一項中第十五号を第十六号とし、第九号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、同項第八号中「定年の引上げ、継続雇用制度の導入等」を「高年齢者雇用確保措置等」に改め、同号を同項第九号とし、同項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　労働者の職業選択に資するよう、雇用管理若しくは採用の状況その他の職場に関する事項又は職業に関する事項の情報の提供のために必要な施策を充実すること。

第四条第三項中「第一項第十二号」を「第一項第十三号」に改める。

第二十七条第二項中「次条第三項」を「第二十八条第三項」に改める。

第三十八条第一項中「第四条第一項第十四号」を「第四条第一項第十五号」に、「第八章」を「第九章」に改める。

第三十八条の二中「第二十七条を除く。）」の下に「、第七章」を加え、「第八章」を「第九章」に改める。

第十章を第十一章とし、第七章から第九章までを一章ずつ繰り下げ、第六章の次に次の一章を加える。

第七章　中途採用に関する情報の公表を促進するための措置等

第二十七条の二　常時雇用する労働者の数が三百人を超える事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、労働者の職業選択に資するよう、雇い入れた通常の労働者及びこれに準ずる者として厚生労働省令で定める者の数に占める中途採用（新規学卒等採用者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（小学校及び幼稚園を除く。）その他厚生労働省令で定める施設の学生又は生徒であつて卒業することが見込まれる者その他厚生労働省令で定める者であることを条件とした求人により雇い入れられた者をいう。）以外の雇入れをいう。次項において同じ。）により雇い入れられた者の数の割合を定期的に公表しなければならない。

2　国は、事業主による前項に規定する割合その他の中途採用に関する情報の自主的な公表が促進されるよう、必要な支援を行うものとする。

（労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正）

第四条　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第一号中「又は第八項」を「、第八項又は第九項」に改め、同条第二項中「すべて」を「全て」に改め、「業務災害をいう。以下同じ。）」の下に「、複数業務要因災害（同項第二号の複数業務要因災害をいう。以下同じ。）」を加え、「同項第二号」を「同項第三号」に、「同項第三号」